

プログラム名	プログラムの目的等	プロジェクト数		23年度上限配分額	1件当たりの上限額	実施WG等において明らかになった課題	左の対応策
		23年度	24年度				
社会システム改革と研究開発の一体的推進プログラム【H22～】	革新的技術を開発し、ひいては新産業を創造していくためには、研究開発とその成果の実利用・普及段階で障害となる社会システムの転換とを一体的に推進する必要がある。このため、新たに「研究開発」と「社会システムの転換」との連携・調整によりイノベーションを創出するためのプログラムを府省連携のもと実施する。						
地域社会における危機管理システム改革プログラム（自然災害への対応）【H23～】	自然災害に関する情報システムについて、関係府省庁、自治体等のニーズを集約し、複数の情報システム間のインターフェースをはじめ、情報共有や状況把握等に必要な機能を実装する。構築した情報システムについては、実用化に向けた実証実験を継続的に行之い、実用に資する機能・性能を達成する。	－	1	1億円	初年度 1億円 2年度目以降 2億円	○ 現場ニーズを災害の特性に応じて整理し、システムが社会に実装された場合に得られる現状からの改善点を含む目標をより明確に示すこと ○ 予定される2回の実証実験の目的をここに明確にし、それぞれの実証試験計画を作成すること。 ○ 開発されるシステムの前提となる災害対応業務プロセスの設計を早急に行い、システムに反映させること。 ○ システム完成後の運用主体及び利用主体を決定し、早期からの運営委員会等への参加を求めること	プロジェクトに設置された運営委員会で文部科学省が実施機関に助言を行う
地域社会における危機管理システム改革プログラム（各種感染症への対応）【H23～】	鳥インフルエンザの対策は、大流行以前の早期発見・防疫対策（摘発淘汰、消毒等）の確実な実施が最も重要である。このため、防疫の主体となる地方自治体における迅速かつ的確な初動対応を支援する「県境を越えた一体的な広域監視・警報システム」を構築する。また、構築したシステムを活用して県境を越えて自治体同士をシームレスにつなぎ、有効な総合的感染症対策を迅速に実施するため、複数の地方自治体において実証を継続的に行之い、実用に資する機能・性能を達成する。	－	1	0.9億円	初年度 0.9億円 2年度目以降 2億円	○ システムについて (1) 本情報システムの設計については、具体的な仕様や機能等を示しつつ、最終的な管理主体や府省、自治体等の関係機関の役割や協力体制について検討を行う事。 (2) 参画県の要望を把握して、システム設計に反映させる事。 (3) 野鳥等へのウイルス感染実験の結果や鳥の生態学的情報を活用し、地図上にウイルスの広がりを予測できるシステムを構築する事。 (4) 各県が保有する既存システムのデータの活用を図ること。	文部科学省は、プロジェクト実施機関に対し、下記の事項を指導する。 ○ プロジェクト実施機関は、鳥インフルエンザに対する速やかな防疫体制の構築や県境をまたぐ地域での効率的な消毒ポイントの設定等に活用できるシステムをつくる。 システムの最終的な管理主体としては、動物衛生研究所を想定。 ・国、地方自治体の関係者がアクセスし、容易に情報閲覧 ・更新が可能となるようにデータベースをクラウド上に構築（既存のシステムともデータフォーマット互換性をとる） ・地域情報（農家情報、野鳥の飛来情報、鳥インフルエンザ発生状況）、埋却地や消毒ポイントの選定を支援する地図情報 ・野鳥飛来情報と伝播リスクを位置情報化し提供 ○ 自治体の要望については、地方自治体から機能等に対する ニーズを吸い上げるとともに、現場情報（農場、環境、防疫対策）の提供や、システム設計、評価（防疫演習での活用）への協力を得て、システム設計にフィードバックする。
					初年度 0.9億円 2年度目以降 2億円	○ 施策への反映について (1) 各省と連携を推進しながら、研究終了時において研究成果を確実に施策へ反映する事。 (2) システム構築後の施策への位置づけを明確にし、その維持、管理（予算、人件費等）について検討する事。	農林水産省は、システムの全国規模での活用に向けて、研究期間内に以下の取組に着手する。 ○関係省庁（厚労省、環境省）、参画5県以上に協力を要請し、成果の社会実装の具体化に向けた課題と対応案について平成24年度内に取りまとめ、平成25年度に具体的な方策を策定する。 ○平成26年度以降に行う全国レベルでの防疫演習において当該システムを利用し、参加県以外に対しても当該システムの有効性を実証するなどの普及につなげる。 ○既存データベースからのデータ移行を可能とすること等によって、システムを導入する都道府県の負担軽減方策の導入を図る。 ○システムの維持管理については、動物衛生研究所を想定（実現に向けて、研究期間内に必要な準備を進める）。 環境省は、国や地方自治体の自然部局が実施する野鳥に関する調査の情報の提供に努め、システムの充実に貢献する。
					○ その他 (1) 野生動物の捕獲や動物実験等をする際は、法令等を引き続き遵守する事。 (2) 検出キットについては、農水省に於いて可能な限り迅速に承認に向けて必要な対応をする事。	文部科学省は、研究実施にあたっては、引き続き法令を遵守し実施するように、プロジェクト実施機関を指導する。 農林水産省は、検出キットについて申請があれば、迅速に審査が行われるよう配慮。	

プログラム名	プログラムの目的等	プロジェクト数		23年度上限配分額	1件当たりの上限額	実施WG等において明らかになった課題	左の対応策
		23年度	24年度				
ゲノム情報と電子化医療情報等の統合によるゲノムコホート研究の推進【H23～】	本サブプログラムの終了後、ゲノムコホート研究推進体制(研究体制、対象者の登録方法等)の構築、標準プロトコルの策定とともに、パイロット研究の結果を踏まえて、10万人規模を目指したコホート研究を開始すること。さらに、関係省との連携の下、研究継続のための行政側の推進体制を完成すること。IT戦略本部、厚生労働省等との連携が進み、電子化医療情報のコホート研究への活用に向けての方針を明確にすること。	－	1	3億円	3億円	○ 包括同意 健常人を対象とした前向きゲノムコホート研究における包括同意が必要なため、遺伝情報の利用に関する包括同意の在り方については、引き続き検討を続けることが適当であり、必要に応じて他の研究者や研究機関との連携のもとに検討を進めること。	○ 文部科学省は、実施WG及び運営委員会の意見を踏まえ、適切にプロジェクトが推進されるよう、プロジェクト実施機関を指導する。
						○ 登録者の追跡 大規模コホート研究における登録者の追跡については、電子化医療情報(電子カルテ等)の利用が不可欠であるが、現時点においては個人情報の保護に係る様々な規制等により実施できない。将来的に10万人を超えるコホート集団の追跡にはこのような情報の利用が可能となるよう、制度的な問題点等を整理しておく必要がある。平成24年度の研究計画においては、電子化医療情報の利用に関する課題や論点を整理した上で、本件に関する課題解決の糸口を探ることとし、中核研究機関より要請があったように、専門の研究者や研究機関との連携のもとに検討を進めること。	○ 文部科学省は、実施WG及び運営委員会の意見を踏まえ、適切にプロジェクトが推進されるよう、プロジェクト実施機関を指導する。 ○ 国立がん研究センターは、電子化医療情報の利用について、課題や論点を整理した上で、制度的問題点に関する課題解決の糸口を探ることに着手する等の取組を行う。
						○ 登録者の地域拡大について 将来的なオールジャパン体制の構築を視野に入れ、研究者と住民との良好な信頼関係が既に構築されている他地域との連携が可能となるよう、中核研究機関より要請があった。	○ 運営委員会は、実施機関からの要請について検討を行い速やかに結論を得る。
						○ 研究推進体制の決定 公募要領には、1年目に「10万人規模のコホート研究を実施するための研究推進体制(研究目的、対象者の登録方法、追跡体制、生体試料の採取・保管体制、個人情報の取扱い等)の検討を行い、研究推進体制の決定を行う」と記載があることから、2年目には1年目にまとめた標準プロトコル案を修正し、研究実施体制を確立するためにも、早急に対応すること。	○ 文部科学省は、実施WG及び運営委員会の意見を踏まえ、適切にプロジェクトが推進されるよう、プロジェクト実施機関を指導する。
						○ バイオインフォマティクスの育成について 10万人規模の全ゲノム情報を解析するためには、バイオインフォマティクスの育成が不可欠であり、パイロットスタディの中で育成計画を明確にすること。	○ 文部科学省は、実施WG及び運営委員会の意見を踏まえ、適切にプロジェクトが推進されるよう、プロジェクト実施機関を指導する。 ○ 国立がん研究センターは、10万人規模の全ゲノム情報を解析するためのバイオインフォマティクスの育成計画を2014年3月までに策定し、文部科学省および内閣府へ提出する。
						○ 東北メディカルメガバンクとの連携について 東北メディカルメガバンクにおけるゲノムコホート研究と相互に整合性を図り、将来的に一体的なコホート研究の推進が可能となるよう検討を行うこと。	○ 文部科学省は、実施WG及び運営委員会の意見を踏まえ、適切にプロジェクトが推進されるよう、プロジェクト実施機関を指導する。
気候変動に対応した新たな社会の創出に向けた社会システムの改革プログラム【H22～】	気候変動の適応策や緩和策の実施の基礎となる要素技術を開発・応用し、それらを組み合わせて社会システムの中で地方共同体の参画のもと実証実験を行う。また、その実証実験から規制等の制度的隘路を明確化し、その克服策として特区や規制緩和等の対策を検討、実行することによって、社会システム改革を推進する。	4	5	7.9億円	2億円 ※ 23年度設定分は、初年度0.9億円	○ プログラム全体の運営管理体制を強化し、推進すること。 ○ 実証実験を通じ、制度的隘路の明確化を行い、解決を経て社会実装につなげることで、社会システム改革を推進すること。	文部科学省は総括運営委員会を開催し、各プロジェクトの進捗状況等を掌握するとともに、実施機関に対し指導・助言する。また、プログラム全体の運営に係る課題等を把握し、実施WGに報告する。 内閣府と文部科学省は、プロジェクト成果の社会実装および社会システム改革が行われるよう、関係省庁・自治体との連携・調整の取り組み等をより一層強化、推進する。

プログラム名		プログラムの目的等	プロジェクト数		23年度上限配分額	1件当りの上限額	実施WG等において明らかになった課題	左の対応策
			23年度	24年度				
安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム【H22～】	犯罪・テロ対策技術等について、関係府省庁との連携体制の下、具体的な現場ニーズに基づいた研究開発テーマを設定し、技術開発及び実用化に向けた実証試験までを一体的に行い、ニーズ側府省庁等が要求する実用に資する機能・性能を達成できること。	9	11	8.9億円	1億円 ※ 23年度設定分は、初年度0.45億円	○ 研究開発成果が十分に活用されるように、ニーズ側省庁と緊密に連携を図ること。	内閣府と文部科学省は、技術開発推進チームや諮問委員会を通じ、ニーズ側省庁との連携をはかる。	
						○ 各テーマの目的を達成するための実証試験の実施計画を実施機関において策定すること。	実施機関が実証試験の実施計画を策定し、文部科学省は再審査の際に確認する。	
						○ 周辺技術動向について確認しつつ研究開発を進めること	文部科学省は、プロジェクト実施機関に対し、プロジェクトに関する内外の研究等の動向の把握に努め、必要に応じて、所期の計画等の見直しを検討するよう指導する。	
健康研究成果の実用化加速のための研究・開発システム関連の隘路解消を支援するプログラム【H22～】	革新的な医薬品、医療機器の迅速な実用化に向けて、安全性、有効性に関するデータの収集が遅延しないようにするなど、出口まで円滑に研究開発を進めるための基盤整備の支援を行う。具体的には、①薬事上の個別具体的な相談を行うことを通じて課題の抽出及び対応方策の検討を行う研究、②革新的医薬品等の安全性、有効性の評価のための基礎データの収集・蓄積を行う。	7	7	6億円	1億円	○ 薬事上の課題抽出、隘路分析、過去の医薬品や医療機器の産業化に関する成功事例分析から、大学発の研究シーズを実用化させるために必要な方策を多くの事例に応用可能な形で導き出すこと	厚生労働省医薬食品局審査管理課担当官および内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付担当官より、実施機関である国立医薬品食品衛生研究所に対して、月例のスーパー特区運営会議等を通して、薬事上の課題抽出、隘路分析、過去の医薬品や医療機器の産業化に関する成功事例分析等の実施を要請し、可能な範囲で大学発の研究シーズを実用化させるために必要な方策を多くの事例に応用可能な形で導き出し、平成25年度の最終報告書に取りまとめる。なお平成24年度研究報告書には、中間報告を記載する。	
						○ 事業成果を適宜関係省庁の施策へ反映できるよう、定期的に関係省庁の担当官と緊密に連携を図ること (利用可能な成果は事業期間内であっても施策に反映させる)	【薬事相談】実施機関である国立医薬品食品衛生研究所は、当該プログラム活動において、その事業成果を厚生労働省の施策へ反映できるよう現在取り組んでいる。また、月例のスーパー特区運営会議において、国立医薬品食品衛生研究所は、厚生労働省医薬食品局審査管理課および内閣府ライフイノベーション担当と打ち合わせ等を通して緊密に連携を図っているところである。厚生労働省は、これらの成果については、平成23年度から(独)医薬品医療機器総合機構において実施している薬事戦略相談との連携推進や、他の施策との連携にも活用しており、平成24年度も引き続き事業成果の施策への反映を実行する。 【革新的な医薬品等の安全性、有効性の評価のための基礎データの収集】 文部科学省は、適切にプロジェクトが推進されるよう指導するとともに、各プロジェクトの進捗管理を通じて把握した課題等を内閣府、厚生労働省等の関係省庁と共有する。	
科学技術国際戦略推進プログラム	科学技術外交の戦略的展開を図るため、民間団体の力も生かしつつ、関係府省が一体となって、我が国が先導的に地球規模の課題解決などに貢献する取組を推進。							
科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進【新規】	科学技術基本計画に掲げられている「科学技術の国際活動を展開するための基礎基盤の強化」の取組の一つとして、民間団体の主導による科学技術外交の展開として、国際的に科学・技術をリードする産学官の関係者が社会の幅広いステークホルダーの参画を得て、将来に向けての科学・技術の在り方を議論する国際集会等の開催を支援し、国際的なコミュニケーションの場の定着を促進する。			1億円		○長期的な視点で国際的なネットワークを構築する必要があることから、継続性を考慮する。	実施方針に、継続申請の場合には、23年度の実績を斟酌した上で、継続性に配慮する旨記載する。	
途上国におけるイノベーションを促進する国際協力の戦略的推進	アフリカ地域における協力活動の中心となる、自立した運営体制を備えた拠点を形成する。 我が国の優れた技術の国際展開や国内で研究推進が困難な課題の海外での実施を実現する。	-	3	0.3億円	初年度(FS) 0.1億円 2年度目以降(協力実施フェーズ)0.5億円	○科学技術分野における国際協力事業が増加傾向にあるアフリカにおいて、日本発の技術・取組に対する理解や支援を高めることが重要。 ○我が国のODAによって設立された研究機関の能力向上や、国際会議等における我が国のプレゼンス向上等へも貢献するよう努める。また、本プログラムによる取組の世界への発信や各プロジェクトの円滑な実施については、関係省、関係機関とも連携しながら進める。	文部科学省は、研究代表者に対し、研究開発活動に留まらず、拠点を通じた現地の研究者あるいは地域コミュニティとの協力関係を構築するよう、プロジェクト管理を実施。 内閣府は、日本政府が主催する国際的な会合(例えば日本アフリカ科学技術大臣会合(内閣府主催)やTICADⅣ(日本政府主催))で本プログラムが紹介されるよう努める。また、実施WGへ関係省、関係機関の参加を求め、情報の共有を行う。	
アジア・アフリカ科学技術協力の戦略的推進								

プログラム名		プログラムの目的等	プロジェクト数		23年度上限配分額	1件当たりの上限額	実施WG等において明らかになった課題	左の対応策
			23年度	24年度				
戦略的環境リーダー育成拠点形成		開発途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）を育成する拠点形成に向けた取組を支援する。	17	17	11億円	0.7億円	○ 各校のプログラムで育成した人材が修了した後のトラッキングの実施	文部科学省は、公募要領に記載されている「環境リーダーとの関係を維持・発展させること」を実現するための取組の検討について、早急に指示を出す。
							○ プロジェクト支援終了後の事業の自立的継続へに向けた取組の強化	文部科学省は、公募要領に記載されている本プログラムによる支援終了後の環境リーダーの育成継続のためのシステム改革について、早い時期から検討に取り組みむよう、早急に指示を出す。
国際共同研究の推進		科学技術外交の強化の一環として、我が国の高い研究ポテンシャルを活用しつつ互恵的な国際共同研究をアジア・アフリカ諸国等と実施することを通じて、我が国のリーダーシップを発揮した国際的な科学技術コミュニティを構築するとともに、我が国とアジア・アフリカ諸国等の政府レベルでの協力関係の強化・構築を目指す。	26	15	7億円	0.3億円	○プロジェクト支援終了後の協力の継続が重要	文部科学省は、プロジェクト支援終了後も実施機関（大学、独立行政法人等）が相手国との協力を継続するような関係形成を目指し、引き続き着実なプロジェクト管理を実施。
地域再生人材創出拠点の形成【H18～】		大学等が有する個性・特色を活かし、将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向け、地元で活躍し、地域の活性化に貢献し得る人材の育成を行うため、地域の大学等（又は地域の大学等のネットワーク）が地元の自治体との連携により、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を輩出する「地域の知の拠点」を形成し、地方分散型の多様な人材を創出するシステムを構築する。	43	31	18億円	0.5億円	○ プロジェクト支援終了後の事業の自立的継続に向けた取組の強化	文部科学省は、予算支援終了後も自治体等と連携して事業を継続するための検討を行うよう、プロジェクト実施機関（大学、高専）を指導する。
							○ プロジェクト輩出人材の着実な地域再生事業への定着に向けた取組の強化	文部科学省は、プロジェクト輩出人材が地域の産業界等において活躍できるように自治体や地域の産業界と調整を行うよう、プロジェクト実施機関（大学、高専）を指導する。
							○ 文科省、経済産業省等で実施されている他の地域人材育成事業との連携の強化	内閣府は、他府省で行われている人材育成事業を調査し、当事業との連携について検討を行う。